

臨時特別給付金（住民税均等割のみ課税世帯分） のご案内

住民税均等割のみ課税世帯を対象とした給付金のご案内です。
物価・エネルギー価格高騰の影響が長期化している状況を踏まえ、住民税均等割のみ課税世帯に対して給付金を支給します

給付金の支給額

1世帯あたり **10**万円

給付金の支給時期

確認書(または申請書)の場合は受理した日から1か月後が目安です。

支給対象と申請の有無

対象者

下記の2つの要件を満たす世帯です。

- ①令和5年12月1日に美瑛町に住民登録されている世帯
- ②令和5年度分の**住民税均等割のみ課税世帯**

※ただし、住民税均等割課税者に扶養された者のみで構成された世帯は対象外になります。

①通知対象世帯

令和5年12月1日（基準日）時点で、美瑛町に住民登録のある世帯のうち、給付対象となる可能性の高い方に対してR6.3月上旬に**通知文**を送付します。

申請が必要となる場合がありますので、内容に沿った手続きをお願いします。

②申請が必要な世帯(転入者等)

基準日時点で美瑛町に住民登録があり **令和5年1月2日以降に転入した方を含む世帯**のうち、町で **課税情報が確認できなかった世帯**や **住民税が未申告**の方がいる世帯については**申請が必要**となります。

申請書等の提出期限

受付期間：令和6年5月31日（金）必着

お問い合わせ

美瑛町保健福祉課社会係

「臨時特別給付金（住民税均等割のみ課税世帯分）」窓口

0166-92-4245

受付時間 平日8:30~17:15